

**電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に対して提出された意見及び当該意見に対する総務省の考え方  
(マイクロ波帯を用いた UWB 無線システムの屋外利用の周波数帯域拡張に係る制度整備)**

**意見募集期間：令和 3 年 5 月 8 日から同年 6 月 7 日まで**

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
1	一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター	<p>報道発表された設備規則の改正案（別添 1、6 頁）の「設備規則 別表第三号 43」において、7.25GHz 以上 9GHz 未満の周波数範囲において、不要発射の強度の許容値が規定されていますが、7.25GHz 以上 9GHz 未満は、全ての周波数範囲が指定周波数帯幅内（指定周波数帯と周波数範囲が完全に一致）となりますので、不要発射の強度の技術基準が適用される周波数範囲が読み取れません。</p> <p>一方、「設備規則第 49 条の 27 第 4 項第三号」の改正案（別添 1、5 頁）においては、「使用する周波数帯における等価等方輻射電力」の技術基準が規定されていますので、不要発射の強度の技術基準を適用する周波数範囲の条件（又は、「UWB システムが使用する周波数帯」の定義）を明確化する必要があるように思います。</p>	<p>いただいたご指摘を踏まえ、「無線設備規則 別表第三号 43」における 7.25GHz 以上 9GHz 未満の不要発射の強度の許容値の規定について削除させていただきます。</p>	有
2	日本自動車輸入組合	<p>この度の UWB 無線システム技術基準の改正により、屋外利用周波数の範囲が 7.25GHz から 9GHz まで拡張され、欧米からの自動車のセキュリティ向上に資する</p>	<p>本件意見募集案に対する賛同意見として承ります。 なお、屋外利用周波数の国際協調の観点につ</p>	無

		機器の導入に向けて効果的な、制度改正を歓迎いたします。引き続き、国際協調の観点から、欧州技術基準に適合する周波数範囲の使用が許可されるよう、検討が進められることを希望いたします。	きましては、各国の周波数割当及び既存の無線システムとの周波数共用条件が異なってくるため、我が国の既存の無線システムの保護等を踏まえて検討することが必要であると考えます。	
3	個人	有効に利用してください。	本件意見募集案に対する賛同意見として承ります。	無
4	個人	我が国における電波の有効利用および競争力強化の観点から、UWB 無線システムの屋外利用の周波数帯域拡張に係る制度整備（案）に賛同します。 なお、下記 2 点につきまして明確にさせていただきたくお願いします。  1 空中線電力の許容偏差について 情報通信審議会の本件に係る技術的条件の答申（令和 3 年 2 月 16 日 報道資料）においては、空中線電力の許容偏差についての記述が見当たりませんが、同報道資料の概要版の一覧表には、屋外（現行規定）と同様に「規定なし」と記載されています。今回の無線設備規則改正案には空中線電力の許容値に関しては改正が盛り込まれていないことから、改正案のまま施行された場合は「上限 20%、下限 規定なし」が適用されることになるとは思います。それが正しいのか確認したい。	本件意見募集案に対する賛同意見として承ります。  ご質問の空中線電力の許容偏差の規定につきましては、現行規定と同じとするものであり、改正案のまま施行となる場合は、無線設備規則第 14 条の空中線電力の許容偏差の規定である「上限 20%、下限 規定なし」が適用されます。	無

		<p>2 技適未取得機器を用いた実験等の特例制度について</p> <p>本件技術を採用した海外の製品についての市場性評価等が迅速に行えるように「技適未取得機器を用いた実験等の特例制度」への適用が可能となることが電波利用の進展に効果があると考えます。</p> <p>このため以下について確認をお願いします。</p> <p>(1) 現状の UWB 無線システム及び今回の UWB 無線システムは当該制度の対象となっていないと理解していますが、その理由を教えてください。</p> <p>(2) 今後、当該制度の対象としていただくためには、どのような条件をクリアすればよいのでしょうか。</p>	<p>いただいたご質問につきまして、「技適未取得機器を用いた実験等の特例制度」においては電波法第3章の技術基準に相当する標準規格等に準拠していることを確認することで、最大180日間、技適未取得である無線機器の実験利用を可能とする制度ですが、UWB 無線システムについては、各国において、周波数割当が異なり、運用制限の条件も異なることから、国際標準規格を満たしていたとしても、我が国の技術基準に適合していること及び周波数を共用する国内の既存の無線局（携帯電話、海上レーダ、航空・気象レーダ、放送事業用無線等）へ有害な混信を与えないことを担保することが難しいため、技適未取得機器を用いた実験等の特例制度」の対象としておりません。</p>	無
--	--	---	--	---

○提出意見数：4件

※提出意見数は、意見提出者数としています。